



# 島根県報

令和3年2月5日(金)

第 180 号

(毎週火・金曜日発行)

<https://www.pref.shimane.lg.jp/>

## 目 次

### 【告 示】

生活保護法の規定による介護機関の指定	(地 域 福 祉 課)	2
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の規定による指定	(障 がい 福 祉 課)	2
障害福祉サービス事業者の指定		
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の規定による指定	(       "       )	2
障害福祉サービス事業廃止の届出		
児童福祉法の規定による指定障害児通所支援事業者の指定	(       "       )	2
農地を利用する権利の設定に関する裁定	(農 業 経 営 課)	3
指定施業要件の変更予定保安林	(森 林 整 備 課)	3
保安林の指定の解除	(       "       )	4
土砂災害警戒区域の指定の解除	(砂 防 課)	4
土砂災害警戒区域の指定	(       "       )	5
土砂災害特別警戒区域の指定	(       "       )	5

### 【公 告】

林業種苗法の規定による生産事業者の登録証の記載事項の変更の届出	(森 林 整 備 課)	6
---------------------------------	-------------	---

### 【特定調達公告】

簡易型電子線量計専用回線調達に係る一般競争入札の落札者等	(原子力安全対策課)	6
固定局10局線量率計更新業務に係る随意契約の相手方等	(       "       )	7
島根県立中央病院及び島根県立こころの医療センターにおける灯油の購入に係る 一般競争入札の実施	(病 院 局)	7

## 告 示

### 島根県告示第81号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定により、同法による介護扶助を担当する機関を次のとおり指定したので、同法第55条の3第1号の規定により告示する。

令和3年2月5日

島根県知事 丸 山 達 也

事業者		実施する事業	事業所		指定年月日
名称	主たる事務所の所在地		名称	所在地	
社会福祉法人 やすぎ福祉会	安来市古川町829番地1	小規模多機能型 居宅介護	小規模多機能セン ターひだまりの里	安来市広瀬町町帳 80番3	令和2年11月18日

### 島根県告示第82号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項の指定障害福祉サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第51条第1号の規定により告示する。

令和3年2月5日

島根県知事 丸 山 達 也

事業者の名称	サービスの種類	事業所の名称	事業所の所在地	指定年月日
リベラル合同会社	居宅介護 重度訪問介護	リベラル障がい福祉サ ービス事業所	隠岐郡隠岐の島町上西蓮花 畑11-2	令和3年2月1日

### 島根県告示第83号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第46条第2項の規定により、次のとおり指定障害福祉サービスの事業の廃止の届出があったので、同法第51条第2号の規定により告示する。

令和3年2月5日

島根県知事 丸 山 達 也

事業者の名称	サービスの種類	事業所の名称	事業所の所在地	廃止年月日
特定非営利活動法人海	地域定着支援	相談支援事業所あかり	浜田市熱田町716-34	平成30年6月30日

### 島根県告示第84号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の3第1項の指定障害児通所支援事業者を次のとおり指定したので、同法第21条の5の25第1号の規定により告示する。

令和3年2月5日

島根県知事 丸 山 達 也

放課後等デイサービス

事業者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	指定年月日
有限会社佐香	放課後等デイサービス いろいろ	出雲市平田町7602番地	令和3年2月1日

## 島根県告示第85号

農地法（昭和27年法律第229号）第41条第2項において読み替えて準用する同法第39条第1項の規定により、次のとおり農地を利用する権利を設定すべき旨の裁定をしたので、同法第41条第3項の規定により告示する。

令和3年2月5日

島根県知事 丸 山 達 也

## 1 農地を利用する権利を設定すべき農地の所在、地番、地目及び面積

所在及び地番	地目	面積（平方メートル）
松江市東長江町421番	田	2,268

## 2 農地を利用する権利の内容等

内容	始期	存続期間	借賃に相当する補償金の額（円）
水田として利用	令和3年3月1日	権利の始期から令和8年3月31日まで	22,680

## 3 農地を利用する権利が設定された農地中間管理機構の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

公益財団法人しまね農業振興公社 理事長 島田 一嗣 松江市黒田町432番地1

## 4 農地の所有者等の情報

農地の所在及び地番	所有者等	所有者等の住所
松江市東長江町421番	曳野 廣光	松江市東長江町126番地

## 5 補償金の支払の方法

農地を利用する権利の始期までに松江地方法務局本局に補償金を供託する。

## 島根県告示第86号

次のように保安林の指定施業要件を変更する予定の通知を受けたから、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示する。

令和3年2月5日

島根県知事 丸 山 達 也

## 1 指定施業要件の変更の予定に係る保安林の所在場所

邑智郡川本町（次の図に示す部分に限る。）

## 2 保安林として指定された目的

土砂の崩壊の防備

## 3 変更後の指定施業要件

## (1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐とする。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

## (2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を島根県庁及び川本町役場に備え置いて縦覧に供する。）

## 島根県告示第87号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第2項の規定により保安林の指定を解除するので、同法第33条第6項において準用する同条第1項の規定により告示する。

令和3年2月5日

島根県知事 丸山達也

- 1 解除に係る保安林の所在場所  
隠岐郡隠岐の島町原田本谷970-42、970-43、974-15から974-17まで
- 2 保安林として指定された目的  
水源の涵養<sup>かん</sup>
- 3 解除の理由  
道路用地とするため

## 島根県告示第88号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規定により、平成22年島根県告示第207号、平成25年島根県告示第514号及び平成28年島根県告示第370号で指定された土砂災害警戒区域に係る指定を次のとおり解除するので、同条第6項において準用する同条第4項の規定により告示する。

令和3年2月5日

島根県知事 丸山達也

- 1 解除に係る市町村の名称  
西ノ島町
- 2 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類及び解除に係る土砂災害警戒区域の名称
  - (1) 急傾斜地の崩壊  
宇賀、小宇賀、大宇賀、蔵ノ谷、和光苑西、物井A、物井B、物井、大日堂南、大日堂西、別府A、御所前、尾ノ代上、別府B、尾ノ代A、尾ノ代B、八幡ノ前、黒木小学校北、美田尻A、美田尻B、美田尻C、美田尻D、美田尻E、大山A、大山、波止A、波止B、市部C、市部B、四引、成佛寺南、市部A、大津B、大津A、抜井、小向、正楽寺西、船越B、船越C、船引運河、船越D、船越E、学校下、太井、船越F、船越G、美田C、日の出町B、日の出町A、浦ノ谷、平井小路、横手小路、奥ノ谷、役場前、浦郷診療所裏、小浦、浦郷A、浦郷B、浦郷C、浦郷D、浦郷E、小学校横、此郡、赤ノ江北、赤ノ江西、赤ノ江東、赤ノ江A、赤ノ江B、珍崎、脇田小路、向原小路、ハナ、三田部、三度
  - (2) 土石流  
宇賀B、宇賀A、大宇賀谷、大宇賀川A、倉ノ谷A、倉ノ谷B、倉ノ谷1号川、倉ノ谷2号川、倉ノ谷2号川右支溪、初座川、物井1号川A、物井1号川B、物井2号川A、物井2号川B、知当川、四河谷A、四河谷B、別府、石畑谷、尾ノ代川、西尾ノ代川、中別府川、美田尻川、中田川、大橋川、此原、田原川、美田尻、大山1号川、スワダ川、大山1号川右支溪、大山2号川左支溪、波止川B、波止川A、市部、小向谷、奥谷A、奥谷B、船越谷、大井谷、大宇賀川B、浦ノ谷、岩ヶ奥谷、クラチト、奥ノ谷、本郷川、浦郷谷、フベガ奥谷、由良川、由良中谷、西由良谷、浦郷、生名奥川、生名川、赤ノ江谷A、赤ノ江谷B、赤崎、脇田川、脇田川南支溪、珍崎川北支溪、珍崎川、太田川、学校下川、学校上川
- 3 解除に係る区域  
別図に示す区域（「別図」は、省略し、島根県隠岐支庁県土整備局及び西ノ島町役場において一般の縦覧に供する。）

**島根県告示第89号**

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規定により、次に掲げる土地の区域を土砂災害警戒区域として指定するので、同条第4項の規定により告示する。

令和3年2月5日

島根県知事 丸山達也

**1 土砂災害警戒区域を指定する市町村の名称**

西ノ島町

**2 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類及び土砂災害警戒区域の名称****(1) 急傾斜地の崩壊**

宇賀、小宇賀、大宇賀、蔵ノ谷、和光苑南、和光苑西、物井A、物井B、物井、大日堂南、大日堂西、別府A、御所前、尾ノ代上、別府B、尾ノ代A、尾ノ代B、八幡ノ前、黒木小学校北、美田尻A、美田尻B、美田尻C、美田尻D、美田尻E、大山A、大山、波止A、波止B、市部C、市部B、四引、成佛寺南、市部A、大津A、抜井、小向、正楽寺西、船越A、船越B、船越C、船引運河、船越D、船越E、学校下、太井、船越F、船越G、美田C、日の出町B、日の出町A、浦ノ谷、平井小路、横手小路、奥ノ谷、役場前、浦郷診療所裏、小浦、浦郷A、浦郷B、浦郷C、浦郷D、浦郷E、小学校横、此郡、赤ノ江北、赤ノ江西、赤ノ江東、赤ノ江A、赤ノ江B、珍崎、脇田小路、向原小路、ハナ、三田部、三度、三度A

**(2) 土石流**

宇賀B、宇賀A、大宇賀谷、大宇賀川A、倉ノ谷A、倉ノ谷B、倉ノ谷1号川、倉ノ谷2号川、倉ノ谷2号川右支溪、初座川、物井1号川A、物井1号川B、物井2号川A、物井2号川B、知当川、四河谷A、四河谷B、別府、石畑谷、尾ノ代川、西尾ノ代川、中別府川、美田尻川、中田川、大橋川、此原、田原川、美田尻、大山1号川、スワダ川、大山1号川右支溪、大山2号川左支溪、波止川B、波止川A、市部、小向谷、奥谷A、奥谷B、船越谷、大井谷、大宇賀川B、浦ノ谷、岩ヶ奥谷、クラチト、奥ノ谷、本郷川、浦郷谷、フベガ奥谷、由良川、由良中谷、西由良谷、浦郷、生名奥川、生名川、赤ノ江谷A、赤ノ江谷B、赤崎、脇田川、脇田川南支溪、珍崎川北支溪、珍崎川、太田川、学校下川、学校上川、三度

**3 指定の区域**

別図に示す区域（「別図」は、省略し、島根県隠岐支庁県土整備局及び西ノ島町役場において一般の縦覧に供する。）

**島根県告示第90号**

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第1項の規定により、次に掲げる土地の区域を土砂災害特別警戒区域として指定するので、同条第4項の規定により告示する。

令和3年2月5日

島根県知事 丸山達也

**1 土砂災害特別警戒区域を指定する市町村の名称**

西ノ島町

**2 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類及び土砂災害特別警戒区域の名称****(1) 急傾斜地の崩壊**

宇賀、小宇賀、大宇賀、蔵ノ谷、和光苑南、物井A、物井B、物井、大日堂南、大日堂西、別府A、御所前、尾ノ代上、別府B、尾ノ代A、尾ノ代B、八幡ノ前、黒木小学校北、美田尻A、美田尻B、美田尻C、美田尻D、美田尻E、大山A、大山、波止A、波止B、市部B、四引、成佛寺南、市部A、大津A、抜井、小向、正楽寺西、船越A、

船越B、船越C、船引運河、船越D、船越E、学校下、太井、船越F、船越G、美田C、日の出町B、日の出町A、浦ノ谷、平井小路、横手小路、奥ノ谷、役場前、浦郷診療所裏、小浦、浦郷A、浦郷B、浦郷C、浦郷D、浦郷E、小学校横、此郡、赤ノ江北、赤ノ江西、赤ノ江東、赤ノ江A、赤ノ江B、珍崎、脇田小路、向原小路、ハナ、三田部、三度、三度A

## (2) 土石流

波止川B、大井谷、学校下川、学校上川、三度

## 3 指定の区域及び建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項

別図のとおり（「別図」は、省略し、島根県隠岐支庁県土整備局及び西ノ島町役場において一般の縦覧に供する。）

## 公 告

林業種苗法（昭和45年法律第89号）第13条第1項の規定により、次の生産事業者から登録証の記載事項の変更の届出があったので、同法第16条第2項の規定により公告する。

令和3年2月5日

島根県知事 丸 山 達 也

登録番号	生産事業者の氏名又は名称		生産事業者の住所	変更年月日
	変 更 前	変 更 後		
301	仁多郡森林組合 代表理事組合長 絲原 義隆	仁多郡森林組合 代表理事組合長 絲原 徳康	仁多郡奥出雲町三成 444-2	令和3年1月19日
433	飯石森林組合 代表理事組合長 加瀬部 明	飯石森林組合 代表理事組合長 立石 幸	雲南市掛合町掛合2152 番地11	令和3年1月19日
627	農事組合法人 宮西 代表理事組合長 江角 康宏	農事組合法人 宮西 代表理事組合長 勝部 正志	出雲市斐川町原鹿610 番地	令和3年1月15日

## 特 定 調 達 公 告

次のとおり落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第12条及び物品等又は特定役務の調達手続に係る島根県会計規則の特例を定める規則（平成7年島根県規則第83号）第9条の規定により公告する。

令和3年2月5日

島根県知事 丸 山 達 也

## 1 件名及び数量

簡易型電子線量計専用回線 一式

## 2 契約に関する事務を担当する本庁等の名称及び所在地

島根県防災部原子力安全対策課原子力安全対策第二グループ 島根県松江市殿町1番地

## 3 落札者を決定した日

令和2年12月7日

## 4 落札者の氏名及び住所

株式会社エネルギア・コミュニケーションズ 取締役社長 渡部 伸夫 広島県広島市中区大手町二丁目11番10号

## 5 落札金額

137,558,300円（消費税及び地方消費税の額を含む。）

- 6 契約の相手方を決定した手続  
一般競争入札
- 7 特例公告を行った日  
令和2年10月23日

---

次のとおり随意契約の相手方を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第12条及び物品等又は特定役務の調達手続に係る島根県会計規則の特例を定める規則（平成7年島根県規則第83号）第9条の規定により公告する。

令和3年2月5日

島根県知事 丸 山 達 也

- 1 件名及び数量  
固定局10局線量率計更新業務 一式
- 2 契約に関する事務を担当する本庁等の名称及び所在地  
島根県防災部原子力安全対策課原子力安全対策第二グループ 島根県松江市殿町1番地
- 3 随意契約の相手方を決定した日  
令和2年12月15日
- 4 随意契約の相手方の氏名及び住所  
応用光研工業株式会社 代表取締役 江原 直行 東京都福生市大字熊川1642番地26
- 5 随意契約に係る契約金額  
33,418,000円（消費税及び地方消費税の額を含む。）
- 6 契約の相手方を決定した手続  
随意契約
- 7 随意契約によることとした理由  
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第1号の規定による。

---

次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第6条の規定により公告する。

令和3年2月5日

島根県病院事業管理者 山 口 修 平

- 1 調達内容
  - (1) 令和3年度における灯油の購入  
規格 灯油 J I S 1 号  
予定数量 596キロリットル  
内訳 島根県立中央病院 252キロリットル  
島根県立こころの医療センター 344キロリットル
  - (2) 調達案件の仕様  
入札説明書による。
  - (3) 納入期間  
令和3年4月1日から令和4年3月31日まで
  - (4) 納入場所

島根県出雲市姫原四丁目1番地1 島根県立中央病院

島根県出雲市下古志町1574番地4 島根県立こころの医療センター

(5) 入札方法

ア 入札者は、入札書に灯油1キロリットル当たりの単価を記載すること。

イ 入札単価については、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額から消費税及び地方消費税に相当する額を除いた金額を入札書に記載すること。

2 入札参加に必要な資格

(1) 地方自治法施行令第167条の4第1項各号のいずれかに該当する者でないこと。

(2) 地方自治法施行令第167条の4第2項各号のいずれかに該当するため知事が一定の期間を定めて競争入札に参加させないこととした者で当該期間を経過していないもの（その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者を含む。）でないこと。

(3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は同条第2号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者（以下「暴力団等」という。）を経営に関与させている者でないこと。

(4) 物品の売買、借入れ等に係る入札参加資格審査要綱（昭和45年島根県告示第4号）第4条の規定により、入札参加資格の認定を受け、入札参加資格者名簿の営業種目の大分類「8燃料・油脂類」小分類「(1)石油」に登録されている者であること。

(5) (4)の入札参加資格の認定を受けた者のうち、指名停止の措置を受け、入札日においてその措置の期間が継続中の者でないこと。

(6) 本公告に示した物品を納入することができることを証明した者であること。

(7) 島根県物品調達及び庁舎管理等に係る暴力団排除措置要綱（平成23年島根県告示第454号）に基づき、入札等排除措置対象者に指定され、当該状態が継続中の者でないこと。

3 入札書の提出場所等

(1) 入札書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問合せ先

〒693-8555 島根県出雲市姫原四丁目1番地1

島根県立中央病院事務局経営部施設管理課

電話 0853-30-6435

入札説明書については、上記の場所での交付のほか、本公告の日から令和3年3月12日（金）までの間、島根県ホームページの「入札情報」へ掲載する。

(2) 入札説明書の交付期間及び交付方法

令和3年2月5日（金）から同年3月12日（金）までの間、(1)の場所において交付する（交付時間は、土曜日、日曜日及び祝日を除く午前9時から午後5時までとする。）。

(3) 入札説明会

実施しない。

(4) 入札書の受領期限

令和3年3月25日（木）午前9時30分

郵送の場合は書留郵便とし、受領期限内必着とする。入札書を持参する場合も(1)の提出場所に受領期限までに届けること。

(5) 開札の日時及び場所

ア 日時 令和3年3月25日（木）午前10時

イ 場所 島根県出雲市姫原四丁目1番地1 島根県立中央病院 3階 会議室1

4 その他



## (1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

## (2) 入札保証金

入札者が見積もった契約金額の100分の5以上を納付すること。ただし、島根県病院局財務規程（平成19年島根県病院局管理規程第9号）第94条各号のいずれかに該当する場合は免除する。

なお、免除に当たっては、必要に応じて書類の提出を求めることがある。

## (3) 契約保証金

契約金額の100分の10以上を納付すること。ただし、島根県病院局財務規程第117条各号のいずれかに該当する場合は免除する。

なお、免除に当たっては、必要に応じて書類の提出を求めることがある。

## (4) 入札者に要求される事項

この入札に参加を希望する者は、入札説明書で示す入札参加資格確認申請書を提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。

## (5) 入札の無効

本公告に示した入札参加資格のない者が入札をしたとき、その他島根県病院局財務規程第98条各号のいずれかに該当するときは、当該入札者の入札は、無効とする。

## (6) 契約書作成の要否

要する。

## (7) 落札者の決定方法

島根県病院局財務規程第96条の規定により定められた予定価格の範囲内で、最低価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。

## (8) 再度入札

再度入札は、1回を限度として行うものとする。

## (9) 不当介入への対応

入札の履行に当たって暴力団等から不当介入を受けたときは、島根県立中央病院事務局経営部に報告するとともに警察に通報すること。

なお、当該報告及び通報を怠ったと認められるときは、注意喚起その他の必要な措置を講ずるものとする。

## (10) その他

詳細は、入札説明書による。

なお、議会において本契約に係る予算の議決がなされない場合は、当該入札は行わない。

## 5 Summary

(1) Nature and quantity of the product to be purchased : 596,000 liters of kerosene (JIS No.1) , to be used as fuel for the hospital during the 2021 Fiscal Year.

(2) Tender Submission Deadline : 9 : 30 a.m. March 25, 2021

(3) Information regarding tender : Shimane Prefectural Central Hospital, 4-1-1 Himebara, Izumo-shi, Shimane, 693-8555 Japan

TEL : 0853-30-6435